

平成24年12月岩国市議会定例会報告

平成24年12月岩国市議会定例会が11月27日から12月20日までの会期で開かれました。

今議会は、

- 例月出納検査の結果についての監査報告他四件の監査報告
- 平成24年度岩国市一般会計補正予算の専決処分の承認について一件の報告
(これは平成24年12月16日の衆議員議員選挙に係わる経費)
- 人権擁護委員の推薦について一件の諮問
(これは任期満了に伴い再度河本豊彦氏を推薦するものです)

- 平成24年度岩国市一般会計補正予算

これは職員の変動等に伴う人件費の調整、市税の決算見込みによる調整、愛宕山での多目的広場・防災センター整備事業費の増額及び事業費の確定見込みによる諸経費の調整を行うものです。

補正前の額	629億3,594万5,000円
補正額	6億1,668万3,000円
補正後の額	635億5,262万8,000円

- 岩国市国民健康保険特別会計補正予算他七件の特別会計補正予算

今回の補正は、職員の変動等に伴う人件費の調整などを行なうとともに、観光施設運営事業特別会計において、岩国城・岩国城索道等の指定管理者を指定するため債務負担行為の設定を行うものです。

したがって、平成24年岩国市国民健康保険特別会計補正予算は、145万6,000円を減額し補正後の額を187億3,042万4,000円とする。次に平成24年度岩国市介護保険特別会計補正予算は1,030万6,000円を減額し、補正後の額を131億1,966万1,000円とする。次に平成24年岩国市簡易水道事業特別会計補正予算は7万9,000円を減額し補正後の額を5億748万円とする。次に平成24年度岩国市農業集落排水事業特別会計補正予算は17万2,000円を増額し補正後の額を2億2,317万2,000円とする。

次に平成24年度岩国市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算は15万円増額し補正後の額を6,315万円とする。次に平成24年度岩国市観光施設運営事業特別会計補正予算を8万1,000円減額し補正後の額を1億4,201万5,000円とする。次に平成24年度錦帯橋管理特別会計補正予算は増減額なし。次に平成24年度岩国市公共下水道事業特別会計補正予算は399万8,000円減額し補正後の額を44億2,700万2,000円とするものです。

- 平成24年度岩国市水道事業会計補正予算

収益的収支

補正後収入予定額 18億6,622万6,000円

補正後支出予定額 17億6,475万3,000円

収入は、雑収益その他営業収益及び他会計補助金の増額、受託工事収益及び消費税還付金の減額によるもの。支出は減価償却費等の増額、給与費、修繕費、動力費、薬品費、取替えメーター費、支払利息及びその他の諸経費の減額によるものです。

これにより、1億147万3,000円の当年度利益となる見込み。

資本的収支

補正後収入予定額 8億6,942万6,000円

補正後支出予定額 14億2,865万円

収入は、企業債、国庫補助金、工事負担金及び他会計出資金の減額によるもの、支出は、高所地区配水管等改良事業費、配水施設整備事業費、由宇地区給水事業費、浄水施設整備事業費、藤川・御庄地区給水区域拡大事業費、水道施設耐震化事業費、改良費及び企業債償還金の減額によるものです。

これにより、収入額が支出額に対し不足する額5億5,922万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額4,306万6,000円、減債積立金5,000万円、過年度分損益勘定留保資金3億6,590万8,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億25万円で補填するものです。

●平成24年度岩国市工業用水道事業会計補正予算

補正後収入予定額 1億7,429万3,000円

補正後支出予定額 1億6,013万2,000円

収入は、給水収益の増額によるもの、支出は給与費、減価償却費等及び消費税の増額によるもの。

これにより、収支差し引き1,416万1,000円は当年度利益となる見込みです。

●岩国市景観条例

これは、岩国市景観計画に基づき、豊かな自然や歴史を感じさせる魅力的な景観を保全し市民の生活に潤いを与える景観の創出を図る等、新たに条例を制定するものです。

●岩国市都市計画地区計画川下地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

これは、地区整備計画が定められた区域内において、合理的な土地利用と良好な都市環境等を確保を行うため、新たに条例を制定するものである。

●岩国市道路の構造の技術的基準等を定める条例

これは、道路標識の寸法及び高齢者、障害者等の移動等を円滑にするために必要な道路の構造に関する基準について、新たに条例を制定するものである。

●岩国市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例

これは、準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準について、新たに条例を制定するものである。

●岩国市企業誘致等促進条例の一部を改正する条例

これは、岩国市企業誘致等促進条例が、平成25年3月31日をもって効力を失うことに伴い、岩国錦帯橋空港を活用する企業等の誘致の促進及び本市経済の振興を引き続き図ることができるよう規定の整備を行うものである。

●岩国市都市公園条例の一部を改正する条例

これは、都市公園の配置、規模等の基準、公園施設として設けられる建築物の建築面積の基準及び都市公園の出入り口、園路、広場等、特定公園施設の設置の基準について条例で定めることから、規定の整備を行うものである。

●岩国市営住宅条例の一部を改正する条例

これは、周東千反原団地、周東中曽根団地及び周東用田団地のうち3戸を、老朽化により用途廃止することに伴う、規定の整備を行うものである。

●岩国市運動施設条例の一部を改正する条例

これは、旧旭広場に替わる地区運動施設としての川下旭運動広場の供用開始に伴う規定の整備を行うものである。

●指定管理者の指定について

これは、岩国城、岩国城索道及び吉香公園の一部の管理を行う指定管理者として、錦川鉄道株式会社を平成25年4月1日から平成28年3月31日まで指定するものである。

●指定管理者の指定について

これは、サンライフ岩国の管理を行う指定管理者として、錦帯橋鵜飼振興株式会社を平成25年4月1日から平成28年3月31日まで指定するものである。

●指定管理者の指定について

これは、周東文化会館、周東体育センター、サン・ビレッジ周東及び周東勤労青少年ホームの管理を行う指定管理者として、株式会社共立メンテナンスを平成25年4月1日から平成30年3月31日まで指定するものである。

●指定管理者の指定について

これは、岩国市総合体育館、岩国市テニスコート、岩国市アーチェリー場、岩国市相撲場、岩国市屋内ゲートボール場、岩国市市民球場、岩国市営旭プール、岩国市営立石プール及び二鹿野外活動センターの管理を行う指定管理者として美津濃株式会社を平成25年4月1日から平成30年3月31日まで指定するものである。

以上が、市長から提出された議案であり、全ての議案について慎重審査した上で可決を致しました。

尚、各常任委員会の審査報告を掲載いたします。